

独立行政法人 日本スポーツ振興センター について

富士北稜保健室

1. どんな組織か

「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」(H14.12.13 法律第 162 号)に基づいて、スポーツの振興及び児童・生徒・学生又は幼児の健康の保持増進を図るため、その管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付や健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする・・・と法律で定められています。

2. 資本金は

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内においてセンターに追加して出資することができる・・・と国が一部負担しています。

3. 業務範囲は

六、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう)につき、学校教育法にいう保護者に対し、災害共済給付を行うこと・・・とあり、他にはスポーツの競技水準向上のために講習会や合宿なども計画・運営しています。

4. 共済掛け金は

共済掛け金の額は、政令で定めた額とする。学校の設置者は、災害共済契約に係る児童生徒等の保護者から、その額を徴収する・・・と具体的に決められています。

5. その他の特徴は

- ①時効：災害共済を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わない時は時効によって消滅する。
- ②支給中止：医療費の支給開始後10年を経過した時、以後は行わない。
- ③非常災害：風水害、震災、事変等で発生した災害には、共済給付は行わない。
- ④生活保護：要保護家庭の児童生徒には、医療費の支給を行わない。
- ⑤自己の故意：故意に負傷したり、死亡した場合は共済給付は行わない。

給付に該当する場合

1. 共済掛け金を支払って、加入が確認されている生徒であること(保護者負担 1,528 円)
2. 学校管理下で発生した災害であること(教育委員会 312 円)
 - ・教育課程に基づく授業を受けている場合
 - ・教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合(部活動や補習)
 - ・休憩時間中で学校にある場合
 - ・通常の経路及び方法で通学する場合(登下校)

*学校の教育計画に基づき学校長の指示又は承認により、教師の適切な指導の下に学校が単位認定の対象とする技能審査(検定等)を受けている時も対象とする

*学校設置者が委嘱した外部指導者による運動部活動も学校管理下の範囲とする
3. 保険証を使用し、完治までに1,500円以上を支払っている場合(保護者の立て替え)治療費全体(10割)が、5,000円かかっていると家族の負担は3割なので1,500円